

旅券及び証明に関する領事手数料

		令和6年度					令和7年度			
		2025年3月23日までの申請分に適用		2025年3月24日から、2025年3月31日までの申請分に適用			2025年4月1日からの申請分に適用			
		窓口申請・オンライン申請	オンライン申請	窓口申請	オンライン申請		窓口申請	オンライン申請		
		現金納付 (SGD)	クレジットカード納付 (JPY)	現金納付 (SGD)	現金納付 (SGD)	クレジットカード納付 (JPY)	現金納付 (SGD)	現金納付 (SGD)	クレジットカード納付 (JPY)	
旅券関係 *1	10年旅券		155	16,000	158	154	15,900	144	141	15,900
	5年旅券 *2	12歳以上	107	11,000	110	106	10,900	100	96	10,900
		12歳未満	58	6,000	61	57	5,900	56	52	5,900
	残存有効期間同一旅券		58	6,000	61	57	5,900	56	52	5,900
	帰国のための渡航書		24	2,500	24	24	2,500	22	22	2,500
証明関係 *3	在留証明		12	1,200	12	-	1,200	11	-	1,200
	身分上の事項に関する証明	出生、独身(婚姻相手に関する記載なし)、婚姻、離婚に係るもの	12	1,200	12	-	1,200	11	-	1,200
		独身(婚姻相手に関する記載あり)、死亡、戸籍記載事項に係るもの	12	1,200 *4	12	-	-	11	-	-
	翻訳証明		43	-	43	-	-	39	-	-
	署名又は印章の証明	官公署に係るもの	44	-	44	-	-	40	-	-
		その他のもの(個人、学校等)	17	-	17	-	-	15	-	-
	運転免許証抜粋証明		20	2,100	20	20	2,100	19	19	2,100

- *1 2023年3月27日以降に旅券を申請し、発行後6か月以内に受領せずに同旅券が失効した場合で、失効後5年以内に新たな旅券を申請する際は、手数料が通常より高くなります。
- *2 年齢は、「年齢計算に関する法律」(明治35年法律第50号)により決まります。この法律によれば、年齢は誕生日の前日に1歳加算され、12回目の誕生日の前日に12歳となります。このため、手数料の減額措置は、12回目の誕生日の前々日までに申請を行った方に対し適用されます。
- *3 上記以外の証明の手数料については、当館領事班(ryoji@sn.mofa.go.jp)にお問い合わせください。
- *4 2025年3月23日までは、本項目のうち、戸籍記載事項証明がオンライン申請の対象です。